介護支援専門員証更新対象者のための手続きフローチャート

ここから
スタート

**「介護支援専門員証」の
有効期間の更新を希望する**

＊介護支援専門員、認定調査員、指定居宅介護支援事業所管理者として従事する予定がある（又は従事している）場合は『はい』を、従事する予定がない場合は『いいえ』を選択してください。

いいえ

**有効期間満了後、
介護支援専門員証の返納**

D

＊有効期間満了後は、介護支援専門員業務に従事することができなくなりますが、資格者名簿への登録は残ります。
＊再研修を修了後、交付申請により介護支援専門員証を取得すれば、介護支援専門員業務に従事できます。

はい

主任介護支援専門員資格を持っている

＊主任介護支援専門員研修を修了後、一度介護支援専門員証が失効した場合は、主任介護支援専門員の資格も失われます。

はい

**前回の介護支援専門員証の<u>更新後</u>、
主任介護支援専門員<u>更新</u>研修を修了した**
（主任資格を取得する際の研修ではなく、
<u>資格更新の研修</u>です）

いいえ

**R5年度の主任介護支援専門員
<u>更新</u>研修を受講予定である**

＊主任介護支援専門員<u>更新</u>研修の受講には要件があります。要件を満たさない場合は受講できません。
＊主任介護支援専門員<u>更新</u>研修を受講できるのは、主任介護支援専門員の有効期限の２年前の年度からです。

はい

主任介護支援専門員<u>更新</u>研修の受講

＊R5年度主任介護支援専門員<u>更新</u>研修の受講対象の方に申込方法をご案内する予定です。
＊主任介護支援専門員<u>更新</u>研修をもって、<u>更新研修Ａ（専門研修課程Ⅱ）に代えることができます。</u>そのため、両方の研修に申込みされた場合は、ご連絡の上、更新研修Ａの申込みを取消しさせていただきます。

いいえ

介護支援専門員としてケアプラン作成業務に従事している（または、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に従事したことがある）

＊従事した期間の長短は問いません。
＊認定調査業務は実務経験として認められません。
＊連絡調整を補助的に行う等、直接ケアプラン作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。
＊指定居宅介護支援事業所の管理者業務は実務経験として認められます。

はい

初めての更新の方はH30～R4年度に、２回目以降の更新の方は今までの更新時に、<u>専門研修課程Ⅰ</u>を修了している

はい

初めての更新の方はH30～R4年度に、２回目以降の更新の方は<u>前回の更新日以降</u>に、<u>専門研修課程Ⅱ</u>を修了している

＊更新の都度、研修受講が必要です。
特に２回目以降の更新の方は、<u>前回の更新日以降に</u>専門研修課程Ⅱを受けているかを必ずご確認ください。

いいえ

**更新研修Ａ
（専門研修課程Ⅱのみ）の受講**

A－2

いいえ

**更新研修Ｂ
の受講**

B

修了後

**更新研修Ａ
（専門研修課程
ⅠとⅡの両方）の受講**

A－1

修了後

はい

修了後

介護支援専門員証　更新手続き

C

A-1からDの手続きについては、裏面の説明をご覧ください。